

## 建設工事等事故発生時の対応について

### (1) 事故報告の対象

大和高田市が発注する建設工事及び委託業務（建設工事に係る測量、地質調査、設計等）において発生した事故であり、表-1のいずれかに該当するものとする。（少額随契、修繕契約等の軽易な作業に係るものを含む。）

### (2) 事故報告処理の流れ

事故が発生したとき、受注者及び監督職員は、別紙に示す「事故発生時対応フロー」に基づき対応すること。

#### ・事故速報

事故が発生したとき、受注者は、直ちに監督職員に電話等により通報すること。

#### ・事故報告書

受注者は、事故発生後速やかに、「事故報告書」と添付書類一覧表に掲げる「事故報告書類①」を監督職員に提出すること。

また、労働基準監督署から使用停止等命令書、是正勧告書又は指導票が交付された場合は、是正報告書が受理された段階で速やかに添付書類一覧表に掲げる「事故報告書類②」を監督職員に提出すること。

表－1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
<p>労働災害 （工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡又は負傷した事故。資機材・工事製品輸送作業（以下「輸送作業」という。）が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故</p> <p>なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>※工事作業場：工事を施工するに当って作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定、移動等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
<p>もらい事故 （第三者の工事が起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者に起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故</p> <p>なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。</p>
<p>死傷公衆災害 （工事作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡又は負傷した事故</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは、休業4日以上又はそれに相当する負傷をいう。</p>
<p>物損公衆災害 （工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因した第三者の資産に損害を与えた事故であって、第三者の死亡又は負傷に繋がる可能性の高かった事故</p>

事故発生時対応フロー

